



発行 新潟県

第 14 号

平成26年2月21日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

2 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則(商業振興課)

告 示

- 176 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 177 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 178 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 179 かが漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産課)
- 180 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度(水産課)
- 181 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度(水産課)
- 182 かが漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度(水産課)
- 183 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 184 道路の区域変更(道路管理課)
- 185 道路の供用開始(道路管理課)
- 186 道路の区域変更(道路管理課)
- 187 道路の供用開始(道路管理課)
- 188 道路の区域変更(道路管理課)
- 189 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 行政文書及び公文書の公開の実施状況(法務文書課)
- 個人情報保護の運用状況(法務文書課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

監査委員公表

- 監査結果公表(監査委員事務局)
- 監査結果公表(監査委員事務局)
- 住民監査請求に係る監査結果公表(監査委員事務局)

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第2号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(貸付けの特例措置)</u></p> <p>4 <u>平成26年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する貸付けに係る貸付金の額は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）から、当該整備資金の100分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額（以下この項において「負担額」という。）を控除した額とする。ただし、貸付けの相手方から負担額を超える額を負担する旨の申出があつた場合における貸付金の額は、知事が別に定める。</u></p> <p>6 <u>附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.85パーセントとする。</u></p> <p><b>別表第1（第3条、第10条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">貸付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">整備資金の100分の80以内</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	(略)	貸付金の額	1	(略)	整備資金の100分の80以内	(略)			<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>別表第1（第3条、第10条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">貸付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	(略)	貸付金の額	1	(略)	<u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u>	(略)		
番号	(略)	貸付金の額																	
1	(略)	整備資金の100分の80以内																	
(略)																			
番号	(略)	貸付金の額																	
1	(略)	<u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u>																	
(略)																			
<p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>																			

## 告 示

## ◎新潟県告示第176号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称 三条総合病院
- 2 所在地 三条市塚野目5丁目1番62号
- 3 有効期間 平成26年3月5日から  
平成29年3月4日まで

## ◎新潟県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	ホームヘルプステーション まきやま	長岡市榎山町1592番地1	社会福祉法人長岡三古 老人福祉会	平成26年 2月1日
重度訪問介護	ホームヘルプステーション まきやま	長岡市榎山町1592番地1	社会福祉法人長岡三古 老人福祉会	平成26年 2月1日
同行援護	アレック北栄 長岡	長岡市雨池町44番地5	株式会社北栄	平成26年 2月1日

## ◎新潟県告示第178号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
阿賀野市京ヶ瀬工業団地	阿賀野市京ヶ瀬工業団地の一部	平成26年2月12日

## ◎新潟県告示第179号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業の名称 えびかご漁業、ばいかご漁業、ずわいがにかご漁業
- 2 申請期間 平成26年3月14日から平成26年4月2日まで

## ◎新潟県告示第180号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（えびを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

船舶階層区分 隻数

---

5トン未満	1隻
5トン以上10トン未満	2隻
10トン以上15トン未満	13隻
15トン以上20トン未満	4隻
計	20隻

---

**◎新潟県告示第181号**

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ばいを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 16隻

---

**◎新潟県告示第182号**

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（ずわいがにを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数 7隻

---

**◎新潟県告示第183号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年12月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小柳建設  
小柳 直樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市大字山室229-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第26517号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
藤田工務店  
藤田 利夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字平牛837-15
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11170号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月7日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社清進建設  
伴 スミ
- 3 主たる営業所の所在地  
小千谷市大字蕨生乙1282-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17916号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社細川工業所  
細川 忠
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市宝地町224-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42327号
  - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
トーア株式会社  
浅野 久男
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市寺島町817
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第41865号
  - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社本間工務店  
本間 一蔵
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市勝木1200-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39871号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社アドヴェンス  
諸橋 通夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区川岸町3-17-22
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第39257号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、防水工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
中村工業  
中村 和栄
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市三日市字小島486-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40739号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社渋谷建設  
渋谷 一正
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字日光寺221-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25)第11236号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成26年1月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小木物産工業株式会社  
本間 勇身
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市小木町15-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第11545号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社熊倉  
熊倉 登
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市横町5-12-28
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第39513号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
秀和建设株式会社  
犬井 秀和
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市東新町3-8-17
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第38611号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社クラッセ  
千葉 建
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区網川原2-15-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43975号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成26年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成26年1月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
健電社  
佐藤 健
  - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市江南区亀田本町1-4-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第3003号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年1月23日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

東工業株式会社

倉田 誠

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区関屋金鉢山町53

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第2371号

5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年1月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

北陸保全工業株式会社

青池 仁

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区江南3-1-2

4 許可番号 新潟県知事許可(特-22)第3197号

5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年1月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社オーエム建設

三留 修

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町小手茂601

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第1637号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年1月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

---



株式会社メビウス

涌井 十三夫

3 主たる営業所の所在地

南蒲原郡田上町大字川船河763

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43386号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年1月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社巴電機商会

福田 直行

3 主たる営業所の所在地

新発田市中央町3-9-6

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第907号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年2月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大進電気

高橋 一男

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市吉山新田697

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第18948号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成26年2月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

T R T

戸川 亘

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区山二ツ720

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第41878号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年1月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成26年2月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社庭山組  
庭山 健吾
- 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市山口町1-6-22
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第851号
- 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成26年2月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市三面字三面山176林班イ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで	新	(A)4.4~76.4メートル	37,783.0メートル
村上市岩崩字雑木平152林班ハ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで		(B)4.5~48.0メートル	2,117.9メートル
村上市三面字三面山176林班イ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで	旧	(A)4.4~68.2メートル	37,779.8メートル
村上市岩崩字雑木平152林班ハ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで		(B)4.5~48.0メートル	2,117.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市岩崩字鷺ヶ巣1054林班イ小班から同市岩崩字鷺ヶ巣1054林班イ小班まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月21日

◎新潟県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米倉板山新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市岡田字扇田752番1から	新	10.6～21.0メートル	128.0メートル
同市岡田字村中1368番8まで	旧	7.8～18.2メートル	128.0メートル

#### ◎新潟県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 米倉板山新発田線
- 2 供用開始の区間  
新発田市岡田字扇田752番1から同市岡田字村中1368番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月21日

#### ◎新潟県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市西中野俣字下林686番1から	新	6.5～26.8メートル	471.7メートル
同市西中野俣字下林962番1まで	旧	4.6～16.4メートル	471.6メートル

#### ◎新潟県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾守門線
- 2 供用開始の区間

長岡市西中野俣字下林686番 1 から同市西中野俣字下林962番 1 まで

3 供用開始の期日 平成26年 2月21日

公 告

行政文書及び公文書の公開の実施状況について（公告）

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第29条の規定及び附則第3項の規定によりなお効力を有するとされる新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）第19条の規定に基づく平成24年度における行政文書及び公文書の公開等の実施状況は、次のとおりである。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 行政文書及び公文書の公開請求等の状況

区 分	受 付 窓 口		計
	行政情報センター	地 域 機 関 等	
請 求	816	1,436	2,252
行政文書	813	1,425	2,238
公文書	3	11	14
申 出	14	25	39
計	830	1,461	2,291

2 行政文書及び公文書の公開決定の状況

区 分	処 理 状 況				計	
	公 開	部分公開	非 公 開	取下げ等		
						不 存 在
請 求	670	1,384	104	95	94	2,252
行政文書	667	1,374	104	95	93	2,238
公文書	3	10			1	14
申 出	3	34	2	2		39
計	673	1,418	106	97	94	2,291

3 行政文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実 施 機 関	請求件数	処 理 状 況				取下げ等
		公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在	
知 事 部 局	知 事 政 策 局	1		1		
	総 務 管 理 部	82	25	54	2	1
	県 民 生 活 ・ 環 境 部	40	17	21	1	1
	防 災 局	6	2	4		
	福 祉 保 健 部	207	107	71	11	11
	産 業 労 働 観 光 部	37	20	15		2
	農 林 水 産 部	25	13	6	1	1
	農 地 部	4	2		2	2
	土 木 部	272	98	157		17
	交 通 政 策 局	13	2	7	1	1
	出 納 局	4	2	2		
	村 上 地 域 振 興 局	58	18	37	1	1
	新 発 田 地 域 振 興 局	234	28	189	16	16
	新 潟 地 域 振 興 局	204	74	111	9	7
	三 条 地 域 振 興 局	90	29	56	4	4
	長 岡 地 域 振 興 局	230	78	136	11	10
魚 沼 地 域 振 興 局	70	10	52	5	5	
南 魚 沼 地 域 振 興 局	53	12	37	3	3	

十日町地域振興局	35	7	25	2	2	1
柏崎地域振興局	41	10	29	1	1	1
上越地域振興局	247	23	206	14	14	4
糸魚川地域振興局	38	13	24			1
佐渡地域振興局	70	16	50	3	3	1
計	2,061	606	1,290	87	83	78
議 会	15	3	7	1	1	4
企 業 局	8	4	3	1	1	
病 院 局	22	8	9	3	2	2
教 育 委 員 会	61	24	30	2	2	5
選 挙 管 理 委 員 会	13	7	6			
人 事 委 員 会	1			1		
監 査 委 員 会	3			2	1	1
公 安 委 員 会						
警 察 本 部	54	15	29	7	5	3
の 労 働 委 員 会						
取 用 委 員 会						
新潟海区漁業調整委員会						
佐渡海区漁業調整委員会						
連合海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
他 新 潟 県 住 宅 供 給 公 社						
新 潟 県 土 地 開 発 公 社						
新 潟 県 立 大 学						
計	177	61	84	17	12	15
合 計	2,238	667	1,374	104	95	93

4 公文書の公開請求の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況			
		公 開	部分公開	非 公 開	取下げ等 不 存 在
知 事 政 策 局					
総 務 管 理 部					
県 民 生 活 ・ 環 境 部	1		1		
防 災 局					
福 祉 保 健 部					
産 業 労 働 観 光 部	1		1		
農 林 水 産 部					
農 地 部					
土 木 部	1	1			
交 通 政 策 局					
出 納 局					
村 上 地 域 振 興 局					
新 発 田 地 域 振 興 局	1	1			
新 潟 地 域 振 興 局					
三 条 地 域 振 興 局					
長 岡 地 域 振 興 局	2	1	1		
魚 沼 地 域 振 興 局					
南 魚 沼 地 域 振 興 局					
十 日 町 地 域 振 興 局	2		2		
柏 崎 地 域 振 興 局					
上 越 地 域 振 興 局	6		5		1
糸 魚 川 地 域 振 興 局					
佐 渡 地 域 振 興 局					
計	14	3	10		1
企 業 局					

その他	病院局					
	教育委員会					
	選挙管理委員会					
	人事委員会					
	監査委員					
	労働委員会					
	収用委員会					
	新潟海区漁業調整委員会					
	佐渡海区漁業調整委員会					
	連合海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
計						
合計	14	3	10		1	

5 行政文書及び公文書の公開の申出の実施機関別内訳及び決定状況

実施機関	申出件数	処 理 状 況			
		公 開	部分公開	非 公 開	取下げ等 不 存 在
知事部局	知事政策局				
	総務管理部	1		1	1
	県民生活・環境部	1		1	
	防災局				
	福祉保健部	5		4	1
	産業労働観光部	1		1	
	農林水産部				
	農地部				
	土木部	2		2	
	交通政策局				
	出納局				
	村上地域振興局				
	新発田地域振興局				
	新潟地域振興局	2		2	
	三条地域振興局				
	長岡地域振興局	7	1	6	
	魚沼地域振興局				
	南魚沼地域振興局	2		2	
	十日町地域振興局	1		1	
	柏崎地域振興局				
上越地域振興局	13	1	12		
糸魚川地域振興局					
佐渡地域振興局					
計	35	2	31	2	
その他	企業局				
	病院局				
	教育委員会	4	1	3	
	選挙管理委員会				
	人事委員会				
	監査委員				
	労働委員会				
	収用委員会				
	新潟海区漁業調整委員会				
	佐渡海区漁業調整委員会				
	連合海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会					
新潟県住宅供給公社					
新潟県土地開発公社					

新潟県立大学						
計	4	1	3			
合計	39	3	34	2	2	

6 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決定・裁決状況				取下げ	検討中
前年度からの 継続件数	本年度 不服申立 件数	認 容	一部認 容	棄 却	却 下		
2	1		1	1		1	

7 行政情報センター等における情報提供件数

区 分	資料閲覧	相談・案内	合計
行政情報センター	971	35	1,006
県民サービスセンター等	1,130	118	1,248
計	2,101	153	2,254



個人情報保護の運用状況について（公告）

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第53条の規定に基づく平成24年度における保有個人情報の開示等の運用状況は、次のとおりである。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 個人情報取扱事務の登録件数（平成25年3月末日現在）

実施機関		登録件数	実施機関		登録件数
知事 部 局	知事政策局	48	その他	議会	21
	総務管理部	149		企業局	25
	県民生活・環境部	210		病院局	52
	防災局	48		教育委員会	273
	福祉保健部	662		選挙管理委員会	31
	産業労働観光部	109		人事委員会	16
	農林水産部	363		監査委員	12
	農地部	61		公安委員会	1
	土木部	225		警察本部	127
	交通政策局	34		労働委員会	11
	出納局	23		収用委員会	7
	村上地域振興局			新潟海区漁業調整委員会	6
	新発田地域振興局	2		佐渡海区漁業調整委員会	6
	新潟地域振興局	5		連合海区漁業調整委員会	4
	三条地域振興局	3		内水面漁場管理委員会	5
	長岡地域振興局	2		新潟県立大学	
	魚沼地域振興局				
	南魚沼地域振興局	1			
	十日町地域振興局				
	柏崎地域振興局	3			
上越地域振興局	11				
糸魚川地域振興局					
佐渡地域振興局	9				
計	1,968	計	597		
合		計		2,565	

2 保有個人情報の開示請求等の状況（口頭による開示請求を除く。）

区分	受付窓口		計
	行政情報センター	地域機関等	
開示請求	99	34	133
訂正請求			
利用停止請求			
計	99	34	133

3 保有個人情報の開示請求等の実施機関別内訳及び処理状況

(1) 開示請求（口頭による開示請求を除く。）

実施機関	請求件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	取下げ等
知事政策局					
総務管理部	8	1	4	3	
県民生活・環境部					
防災局					

知事部局	福祉保健部	6	2	2	2	
	産業労働観光部	3	3			
	農林水産部	1		1		
	農地部					
	土木部					
	交通政策局					
	出納局					
	村上地域振興局	1		1		
	新発田地域振興局					
	新潟地域振興局	3	2	1		
	三条地域振興局					
	長岡地域振興局	11	5	4	2	
	魚沼地域振興局					
	南魚沼地域振興局	1		1		
	十日町地域振興局	1		1		
局	柏崎地域振興局					
	上越地域振興局	2	2			
	糸魚川地域振興局					
	佐渡地域振興局					
	計	37	15	15	7	
その他	議会					
	企業局					
	病院局	3	2	1		
	教育委員会	9	3	4	2	
	選挙管理委員会					
	人事委員会	2		2		
	監査委員会					
	公安委員会					
	警察本部	82	3	64	12	3
	労働委員会					
収用委員会						
他	新潟海区漁業調整委員会					
	佐渡海区漁業調整委員会					
	連合海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
	新潟県立大学					
計	96	8	71	14	3	
合計	133	23	86	21	3	

## (2) 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	287
企業局	
病院局	80
教育委員会	23
人事委員会	340
新潟県立大学	25
合計	755

## (3) 訂正請求

なし

## (4) 利用停止請求

なし

## 4 不服申立ての件数及び決定・裁決状況

不服申立件数		決定・裁決状況				取下げ	検討中
前年度からの審理継続件数	本年度不服申立件数	認容	一部認容	棄却	却下		
1	1						2

## 5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

## 6 事実の提供件数

なし

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 百足屋ホームセンター

所在地 上越市柿崎区川井311外

設置者 有限会社百足屋金物店

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（店舗面積の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年10月4日

## 3 意見の概要

## (1) 上越市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成26年2月21日から平成26年3月21日まで

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコンの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年2月21日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 品名及び数量

パソコン 19台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院附属看護専門学校

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院庶務課

電話番号 0254-22-3121 内線2515

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

平成26年3月3日(月)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成26年3月10日(月)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(1か月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税を含む。))に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

平成26年度新潟県病院局会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

## 監査委員公表

### 監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

新潟県監査委員	野上信子
新潟県監査委員	小林林一
新潟県監査委員	桜井甚一
新潟県監査委員	石上和男

普通会計  
(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
阿賀黎明中学校	平成25年12月25日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
新潟北高等学校	平成26年1月10日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
新潟向陽高等学校	平成26年1月10日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
阿賀黎明高等学校	平成25年12月25日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
新発田高等学校	平成26年1月23日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
新発田南高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	適正と認めた。
新発田農業高等学校	平成26年1月24日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
村上桜ヶ丘高等学校	平成26年1月10日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
中条高等学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
長岡農業高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年10月31日まで	同 上
長岡工業高等学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年10月1日から平成25年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成25年度	平成25年4月1日から平成25年9月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
正徳館高等学校	平成26年1月24日	平成24年度	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
栃尾高等学校	平成25年12月24日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
見附高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
新潟県中央工業高等学校	平成25年12月24日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の紛失・流出に関する事項
吉田高等学校	平成26年 1月21日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
加茂高等学校	平成26年 1月20日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
小千谷高等学校	平成25年12月25日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
小千谷西高等学校	平成26年 1月 7日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
堀之内高等学校	平成25年12月20日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
国際情報高等学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
八海高等学校	平成25年12月19日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
塩沢商工高等学校	平成25年12月19日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
十日町総合高等学校	平成25年12月18日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 教育財産の自転車置場について、教育長の承認を得ず処分していた。 また、自転車置場の処分及び新設について、財産台帳の変更報告手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。

		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
松代高等学校	平成25年12月11日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	適正と認めた。
柏崎高等学校	平成25年12月26日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
出雲崎高等学校	平成26年 1月 7日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
高田農業高等学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	適正と認めた。
上越総合技術高等学校	平成26年 1月 6日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
高田商業高等学校	平成26年 1月 9日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
安塚高等学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
糸魚川白嶺高等学校	平成26年 1月15日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
柏崎翔洋中等教育学校	平成25年12月27日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
燕中等教育学校	平成26年 1月20日	平成24年度	平成24年12月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年11月30日まで	同 上
津南中等教育学校	平成25年12月28日	平成24年度	平成24年10月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
直江津中等教育学校	平成26年 1月23日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上



長岡聾学校	平成25年12月20日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上
小出特別支援学校	平成25年12月13日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
高田特別支援学校	平成26年 1月 9日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 授業で使用したヒーターの電源の切り忘れにより出火し、火災及び消火活動により施設設備等を損傷した。 火災の再発防止の徹底と電気器具の取扱い等について、火災予防の観点から職員に対し周知徹底を図られたい。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
上越特別支援学校	平成25年12月20日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年 9月30日まで	同 上
吉田特別支援学校	平成25年12月25日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
新潟県立幼稚園	平成26年 1月10日	平成24年度	平成24年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成25年10月31日まで	同 上

### 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

新潟県監査委員 野 上 信 子  
 新潟県監査委員 小 林 林 一  
 新潟県監査委員 桜 井 甚 一  
 新潟県監査委員 石 上 和 男

## 財政的援助団体等

(出資団体)

団 体 名	出 資 金 額	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 等
	円		
公立大学法人新潟県立大学	3,462,596,047	平成25年11月6日	特に指摘する事項はない。
公益財団法人新潟県中越大地震災復興基金	5,000,000,000	平成25年12月24日	同 上
公益財団法人新潟県中越沖地震復興基金	3,000,000,000	平成25年12月24日	同 上
公益財団法人にいがた産業創造機構	258,971,750	平成25年12月4日	(注意事項) 総会、理事会及び監事に関する事項
公益社団法人新潟県農林公社	312,700,000	平成25年11月19日	特に指摘する事項はない。
新潟県住宅供給公社	50,200,000	平成25年11月5日	同 上
公益財団法人新潟県下水道公社	34,800,000	平成25年11月19日	同 上
財団法人新潟県建設技術センター	3,000,000	平成25年11月20日	同 上
公益財団法人新潟県都市緑花センター	402,500,000	平成25年11月13日	同 上
財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団	30,000,000	平成25年11月5日	同 上
公益財団法人環日本海経済研究所	3,000,000,000	平成25年11月14日	同 上
公益財団法人新潟県女性財団	99,229,000	平成25年11月8日	(注意事項) 決算諸表の作成、表記に関する事項 現金の管理・確認に関する事項 旅費に関する事項
公益財団法人新潟県国際交流協会	1,190,900,000	平成25年11月13日	特に指摘する事項はない。
公益財団法人新潟県環境保全事業団	50,000,000	平成25年11月14日	同 上
新潟県漁業信用基金協会	202,850,000	平成25年11月20日	同 上

## (公の施設の指定管理者)

団体名	施設名	指定管理料	監査年月日	監査の結果等
公益財団法人にいがた産業創造機構	新潟県起業化支援・交流拠点施設	円 8,269,000	平成25年12月4日	特に指摘する事項はない。
公益財団法人新潟県都市緑花センター	新潟県立大潟水と森公園	29,900,000	平成25年11月13日	同上
財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団	新潟県埋蔵文化財センター	20,384,500	平成25年11月5日	同上
サイエンス・フューチャーグループ ・公益財団法人科学技術広報財団 ・株式会社コングレ	新潟県立自然科学館	289,054,000	平成25年11月20日	同上
社会福祉法人豊潤舎	新潟県障害者リハビリテーションセンター	4,627,000	平成25年11月8日	同上
社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会	新潟県点字図書館	39,822,815	平成25年11月21日	同上
新潟ふるさと村運営グループ ・愛宕商事株式会社 ・株式会社新潟ビルサービス ・グリーン産業株式会社	新潟ふるさと村アピール館	144,962,151	平成25年11月15日	同上
紫雲寺記念公園グループ ・横木造園株式会社 ・株式会社本間造園 ・環境をサポートする株式会社きらめき	新潟県立紫雲寺記念公園	95,113,000	平成25年11月19日	同上
新潟万代島総合企画株式会社	新潟コンベンションセンター 新潟県万代島駐車場 新潟港万代島緑地	116,000,000	平成25年12月4日	(注意事項) 物品管理に関する事項
一般財団法人休暇村協会	新潟県関岬キャンプ場	0	平成25年11月22日	特に指摘する事項はない。

(補助団体)

団体名	補助事業名	補助金額	監査年月日	監査の結果等
公立大学法人新潟県立大学	公立大学法人新潟県立大学運営費交付金	840,204,802	平成25年11月6日	特に指摘する事項はない。
同上	新潟水俣病関連情報発信事業	820,000	平成25年11月6日	同上
公益財団法人にいがた産業創造機構	にいがた産業創造機構運営費交付金	614,126,133	平成25年12月4日	同上
同上	創業・経営革新総合支援事業	215,704,842	平成25年12月4日	同上
同上	外部人材による新ビジネス展開支援事業	23,777,710	平成25年12月4日	同上
同上	クラウド活用型ビジネス創出事業	6,724,686	平成25年12月4日	同上
同上	地域結集型研究開発プログラム事業	7,500,000	平成25年12月4日	(注意事項) 補助事業に係る契約事務に関する事項
同上	地域中核企業成長促進事業	51,659,722	平成25年12月4日	特に指摘する事項はない。
同上	建設企業経営革新支援事業	9,643,046	平成25年12月4日	同上
同上	医療機器ビジネス参入支援事業	376,125	平成25年12月4日	同上
同上	円高対策設備投資緊急促進事業	1,210,724,000	平成25年12月4日	同上
同上	新成長設備投資促進事業	59,832,000	平成25年12月4日	同上
同上	起業チャレンジ奨励事業	43,770,910	平成25年12月4日	同上
同上	新潟県中小企業外国出願支援事業	2,479,000	平成25年12月4日	同上
同上	県産品販路拡大・情報発信支援事業	138,849,249	平成25年12月4日	同上
同上	新潟県ソウル事務所運営事業負担金	24,239,000	平成25年12月4日	同上
同上	新潟県大連経済事務所運営事業負担金	22,003,000	平成25年12月4日	同上
同上	県産品韓国輸出振興事業負担金	3,500,000	平成25年12月4日	同上
公益社団法人新潟県農林公社	農地保有合理化促進事業	23,967,000	平成25年11月19日	同上
同上	農地保有合理化緊急売買促進事業	43,923,750	平成25年11月19日	同上

		円		
公益社団法人新潟県農林公社	農地保有合理化事業推進体制強化事業	22,720,327	平成25年11月19日	特に指摘する事項はない。
同 上	新潟版所得保障モデル事業(水田経営安定化・フル活用モデル事業)	22,842,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	新規就農者確保促進事業(新規就農相談センター補助金)	22,036,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	民有林造林事業	190,976,690	平成25年11月19日	同 上
同 上	新潟県森林整備加速化・林業再生事業(森林・林業人材育成加速化事業)	27,583,223	平成25年11月19日	同 上
同 上	農林公社職員給与事業	3,137,251	平成25年11月19日	同 上
同 上	森林整備活性化資金助成事業	18,777,476	平成25年11月19日	同 上
同 上	分収林整備高度化事業	170,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	にいがたフォレスト・ワーク支援事業	5,937,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	利用間伐ジャンプアップ事業(事業体育成事業)	266,000	平成25年11月19日	同 上
公益財団法人環日本海経済研究所	公益財団法人環日本海経済研究所運営費補助金	109,282,000	平成25年11月14日	同 上
同 上	公益財団法人環日本海経済研究所調査研究強化費補助金	16,500,000	平成25年11月14日	同 上
公益財団法人新潟県女性財団	財団法人新潟県女性財団事業費補助金	31,703,000	平成25年11月 8日	同 上
特定非営利活動法人佐渡地域医療連携推進協議会	佐渡医療圏地域医療連携ネットワーク等構築事業	1,149,583,000	平成25年11月15日	同 上
独立行政法人福祉医療機構	社会福祉施設職員等退職手当共済事業	548,021,010	平成25年11月14日	同 上
学校法人国際総合学園	私立専修学校振興補助金	71,228,000	平成25年11月 6日	同 上
同 上	私立学校施設整備費補助金	2,306,000	平成25年11月 6日	同 上
同 上	私立専修学校学費軽減事業(東日本大震災分)	8,030,000	平成25年11月 6日	同 上

		円		
学校法人国際総合学園	私立専修学校学費軽減事業(就学支援金特別措置分)	89,100	平成25年11月6日	特に指摘する事項はない。
同 上	福祉・介護人材緊急確保対策事業(進路選択学生等支援事業)	4,153,368	平成25年11月6日	(注意事項) 補助金の経理に関する事項
同 上	福祉・介護人材緊急確保対策事業(キャリア形成訪問指導事業)	2,564,555	平成25年11月6日	(注意事項) 補助金の経理に関する事項
学校法人新潟青陵学園	私立高等学校振興補助金	315,782,000	平成25年11月20日	特に指摘する事項はない。
同 上	私立高等学校等学費軽減事業	21,854,894	平成25年11月20日	同 上
同 上	私立高等学校等学費軽減事業(東日本大震災対応分)	326,800	平成25年11月20日	同 上
同 上	魅力ある私立高校づくり支援事業(学校取組支援)	9,036,000	平成25年11月20日	同 上
同 上	魅力ある私立高校づくり支援事業補助金(留学支援)	1,250,000	平成25年11月20日	同 上
同 上	私立幼稚園振興補助金	27,939,000	平成25年11月20日	同 上
同 上	私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金	2,880,000	平成25年11月20日	同 上
同 上	私立幼稚園子育て支援推進事業	400,000	平成25年11月20日	同 上
学校法人金鷲有明学園	私立幼稚園振興補助金	140,281,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金	12,300,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	私立幼稚園特別支援教育費補助金	2,156,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	私立幼稚園子育て支援推進事業	400,000	平成25年11月19日	同 上
同 上	私立幼稚園学費軽減事業(東日本大震災対応分)	6,278,420	平成25年11月19日	同 上
学校法人恵愛学園	私立幼稚園振興補助金	121,146,000	平成25年11月15日	同 上
同 上	私立幼稚園特別支援教育費補助金	1,960,000	平成25年11月15日	同 上
同 上	私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金	8,878,000	平成25年11月15日	同 上

		円		
学校法人恵愛学園	私立幼稚園子育て支援 推進事業	900,000	平成25年11月15日	特に指摘する事項はない。
同 上	私立幼稚園学費軽減事 業（東日本大震災対応 分）	3,293,600	平成25年11月15日	同 上
学校法人神宮学院	私立幼稚園振興補助金	118,474,000	平成25年11月14日	同 上
同 上	私立幼稚園教育改革推 進特別経費補助金	7,160,000	平成25年11月14日	同 上
同 上	私立幼稚園特別支援教 育費補助金	196,000	平成25年11月14日	同 上
同 上	私立幼稚園子育て支援 推進事業	400,000	平成25年11月14日	同 上
同 上	私立幼稚園学費軽減事 業（東日本大震災対応 分）	1,753,800	平成25年11月14日	同 上
学校法人長生学園	私立幼稚園振興補助金	85,862,000	平成25年11月11日	同 上
同 上	私立幼稚園教育改革推 進特別経費補助金	8,280,000	平成25年11月11日	同 上
同 上	私立幼稚園特別支援教 育費補助金	196,000	平成25年11月11日	同 上

### 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年2月21日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 林 林 一

新潟県監査委員 桜 井 甚 一

新潟県監査委員 石 上 和 男

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

住所 (略)

氏名 服部 町子

## 2 請求の要旨

(1) 平成25年2月25日付け林第1002号平成24年度民有林造林事業(平成23年度予算繰越分)補助金の交付決定について(通知)により、東蒲原郡森林組合長あてに県知事名で、新潟県補助金等交付規則第4条の規定により、補助金決定の通知が出されている。

これは、平成24年12月20日付け東蒲森第291-2号平成24年度民有林造林事業(平成23年度予算繰越分)補助金交付申請書(森林環境保全整備事業)が、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所経由で申請されたものに対するものである。

(2) しかし、事業計画書、添付契約書(森林所有者、同意書類)は虚偽のものであり、正しく認められるに値しないものである。結果的には、文書に全く記載されていない東蒲原郡森林組合長所有の森林整備にのみ補助金が流用されることになり、森林環境保全整備としての補助金の目的とは異なるからである。

(3) 以上により、補助金の取消しを求める。

## 3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成25年12月27日をもってこれを受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成26年1月31日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## 第3 監査の実施

## 1 監査の対象

請求書及びこれに添付された事実証明書から、平成25年2月25日付け林第1002号「平成24年度民有林造林事業(平成24年度予算繰越分)補助金の交付決定について(通知)」の補助金査定調書に記載されている森林作業道(以下「本件作業道」という。)に係る補助金(以下「本件補助金」という。)を監査の対象とした。

## 2 監査対象機関

林政課

## 第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

## 1 事実関係の確認

## (1) 本件補助金に係る事業の趣旨、目的、事業内容等

## ア 趣旨、目的

本件補助金に係る森林作業道の整備は、新潟県民有林造林事業(森林環境保全整備事業のうち森林環境保全直接支援事業)として行われたものである。

森林環境保全整備事業の趣旨は、国の要綱で、次のように規定されている。

「森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。」

## イ 事業内容

(ア) 森林環境保全整備事業のうち森林環境保全直接支援事業の内容については、利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となっ



た森林作業道（継続的に使用され、かつ、県が作成した作業道作設指針に適合する作業道の開設及び改良であって、間伐等の施業と一体的に実施され、かつ、事前計画（後掲「(2)ア(エ)」参照）に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの）の開設等とされている。

- (イ) 森林作業道の開設については、当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができることとされており、「一定期間」とは国の通知で作業道開設日を基準として2年とされている。

#### ウ 事業主体

森林所有者、森林組合等が事業主体となることができ、本件補助金では、東蒲原郡森林組合が事業主体となっている。

なお、森林作業道の開設及び改良の事業主体は、当該森林作業道と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとされている。

#### エ 補助率

4/10（うち国3/10、県1/10）

### (2) 本件補助金の交付手続

#### ア 事業計画等

本件補助金については、補助金の交付申請に当たり、以下の事業計画等が作成等されていることが必要である。

##### (ア) 特定間伐等促進計画

本件補助金に係る森林作業道は、平成24年4月阿賀町策定の「特定間伐等促進計画（変更）」に位置づけられており、108林班6小班4.27ヘクタールを対象として一体的な間伐を実施する計画となっている。

##### (イ) 森林環境保全整備事業計画

知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制などを把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業等についての森林環境保全整備事業計画を作成し、林野庁長官の承認を得るものとされており、本件補助金に関しては、平成23年4月1日付けで承認されている。

なお、市町村森林整備計画については、平成22年4月に策定されている。

##### (ウ) 実施計画

補助申請をしようとする者は、事業ヒアリングにおいて、翌年度の事業に関する実施計画を作成し、知事に提出するものとされており、本件補助金に関しては、平成24年1月19日付けで提出されている。

##### (エ) 事前計画

森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画を作成し、知事に提出するものとされており、本件補助金に関しては、平成24年9月7日付けで提出されている。

なお、事前計画を提出した段階で、計画の修正指示がなければ、事業主体は事業に着手するのが通例であり。事業主体である東蒲原郡森林組合は、本件作業道開設工事に平成24年10月16日に着手し、平成24年11月30日に竣工した（延長391m、幅員3.0m）。

#### イ 補助金交付事務

##### (ア) 補助金交付申請

###### a 申請時期

申請者は、原則として事業の終了後、補助金交付申請を行うものとされており（以下「事後申請」という。）、本件補助金に関しては、平成24年12月20日付けで提出されている。

なお、新潟県民有林造林事業における補助金の交付申請において、事後申請方式を原則としているのは、以下の理由による。

(a) 造林事業の計画要望は、自然的、技術的条件と森林所有者の経済的事情等に左右され、実施段階までに内容が非常に変動しやすく、他の公共事業に比べ精度の高い計画をたてるのが困難であること。

(b) 1箇所あたりの事業規模（面積、補助金額）が小さく、一方で交付件数が非常に多く、事前に

交付決定を行うと、交付決定後に多数の変更交付決定手続が必要となることが予測され、事務量が膨大となり、事務処理をこなすことが困難であること。

(c) 積雪期には作業できない季節性の強い事業であるため、短期間に事業、事務が集中し、事前交付決定の方式によると作業のできる期間を逃してしまうおそれがあること。

b 補助金交付申請書の添付書類

(a) 施業箇所位置図

施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの

(b) 施業図

5千分の1の森林計画図等に施行地を示したもの

(c) 申請内訳書

事業主体としての要件を満たしていることを確認するため、特定間伐等促進計画及び集約化実施計画の番号等が記載されている。

(d) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表

(e) 実行経費内訳書

(f) 森林作業道整備線形図

(g) 受委託契約書の写し等

事業主体が森林所有者でない場合において、当該事業を実施する権限を有していることを竣工検査で確認することとされており、森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は、受委託契約書の写し等を添付する必要がある。

(h) 出来形管理に基づく出来高設計書

(i) 検査

a 補助金交付申請書の提出があった場合は当該施行地の検査を行うこととされており、県が実施する森林作業道の竣工検査の内容は以下のとおりとなっている。

(a) 書類検査

補助金交付申請書の添付書類のほか、出来形管理図面及び工事写真等を確認することとする。

なお、造林地（施行地）の森林所有者及び地番を森林経営計画、森林施業計画、土地課税台帳又は不動産登記簿等により確認することとされており、本件作業道に関しては、森林簿により確認している。

(b) 現地検査

出来形管理図面及び出来形設計書と現地を対比し、出来形を確認することとする。

なお、現地検査にあたっては、新潟県森林作業道作設指針に即して森林作業道が適切な施工方法により耐久性のある構造等となっているかを主眼に検査することとする。

b 検査員は検査の結果について、検査復命書にとりまとめることとされており、(a)書類検査及び(b)現地検査については、事業主体から提出のあった森林作業道台帳の写し（検査用）に検査内容等を記入することとし、検査内訳書として添付することとされている。

c 本件補助金では、平成25年1月22日付けで書類検査が行われ、平成24年12月10日に実施した現地検査と合わせて、補助金の目的に従って適正に執行されているものと認められ、平成25年2月15日付で津川地区振興事務所から林政課へ検査結果復命書が提出された。

交付決定の要件及び審査結果

交付決定の要件	審査結果
1 特定間伐等促進計画、森林環境保全整備事業計画に適合しているか	適正
2 実施計画を作成し提出しているか	適正
3 事前計画を作成し提出しているか	適正
4 事業主体は事業の終了後速やかに提出期限内に補助金の交付申請を行っているか。	適正
5 補助金交付申請書（添付書類）は適切であるか （書類検査）	適正
(1) 申請内訳書	適正
(2) 施業箇所位置図	適正

(3) 施業図	適正
(4) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	適正
(5) 実行経費内訳書	適正
(6) 森林作業道整備線形図	適正
(7) 受委託契約書の写し（事業を実施する権限を有しているか）	適正
(8) 出来高設計書	適正
6 出来形管理図面等と現地の対比、規格・構造等は適切であるか（現地検査）	適正

## (ウ) 補助金の算出

林政課は、竣工検査の結果に基づき査定を行い、平成25年2月15日付けで以下のとおり補助金の算出を行った。

$$\begin{aligned} \text{標準経費} \times \text{査定係数} \times \text{補助率} &= \text{補助金額} \\ 1,763,946\text{円} \times 170/100 \times 4/10 &= 1,199,480\text{円} \end{aligned}$$

## (エ) 補助金の交付決定（支出負担行為の決定）及び補助金交付決定通知

a 林政課は、補助金の算出結果に基づき、補助金の交付決定（支出負担行為の決定）を平成25年2月20日付けで行った。

b 林政課は、決定した補助金の額を補助金査定調査にとりまとめ、平成25年2月25日付けで申請者に通知した。

なお、当該通知には、次の交付条件が付されていた。

補助金の交付を受けた事業と一体的に施業すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

## (オ) 実績報告と概算払請求書の提出

東蒲原郡森林組合は、本件補助金に係る実績報告書とともに概算払請求書を平成25年2月26日付けで津川地区振興事務所へ提出した。

## (カ) 補助金の支出命令、支払

東蒲原郡森林組合からの概算払請求を受け、平成25年2月27日付けで支出命令が行われ、平成25年3月11日付けで東蒲原郡森林組合の口座に振り込まれた。

## (キ) 額の確定

国の森林環境保全直接支援事業補助金の交付決定を受けて、県は東蒲原郡森林組合に対し、本件補助金の額を確定し、平成25年10月29日付けで通知した。

## 2 監査対象機関の見解

## (1) 本件補助金に係る交付決定時の判断について

本件補助金の交付決定に際しては、上記1(1)イ(イ)のとおり、竣工検査を実施し、書類検査においては、補助金交付申請書に添付する書類等の提出を確認し、書類の様式や記載内容に不備はないものと認められ、また、現地検査においても、補助金交付申請書及び添付書類どおり開設されていることを確認している。

よって、本件補助金交付申請は適正に行われたと判断し、県において補助金の算出をした上で交付決定をしたものであり、その判断は適正である。

なお、本件作業道の現地検査（確認）は、補助金交付申請前の平成24年12月10日に行われている。これは、本件作業道が、事業の実施時期及び補助金の交付申請期限（平成24年12月20日）を考えると、補助金交付申請後では降雪期と重なり現地検査ができなくなることが明らかであり、かつ、標準工事以外に急こう配区間に必要なコンクリート路面工を施工する等補助金が加算される工事があったことから、東蒲原郡森林組合の求めに応じて、補助金交付申請書に添付される出来形書類等をもとに実施したものである。

## (2) 請求人の主張に対する監査対象機関の判断

## ア 本件作業道の位置、法線について

(ア) 請求人は、事業の計画図は正確でない、作業道は私の親の土地だけ通過し他の所有者の土地へ延びていない、契約書の地番と交付決定の地番が異なる、作業道の始点は大きく異なる等と主張している。

(イ) しかしながら、本件作業道の始点を現地において計測し確認したところ、補助金交付申請書に添付された施業図等と現地に交付決定に影響を及ぼすようなずれはなく、一方、請求人が本件請求で作成、

提出した図面は正確性を欠いている。

また、本件作業道は、同意書に記載された複数の所有者の土地を通過しており、県が保有する森林簿、森林計画図でも確認している。契約書の地番と交付決定の地番の相違は、本件作業道の中央地点の地番を表示するか起点の地番を表示するかによるもので、誤りではない。

#### イ 本件作業道の必要性、間伐等の必要性について

(ア) 請求人は、他の方の森林には立木が存在しないため作業道を造成する必要がない、森林組合長の所有する森林のために補助金が流用されている、県道、林道脇で必要のない作業道である、整備の必要のない森林、乱伐である等と主張している。

(イ) しかしながら、本件作業道は、特定間伐等促進計画で108林班6小班4.27ヘクタールの間伐を対象として開設されたものであり、受益者は特定個人に限定されていない。県道、林道を利用するだけでは効率的に間伐材の搬出等はできないし、また、奥地の間伐などに当たり高性能林業機械の活用が可能なルート設定となっている。森林簿にはスギが記載されており、現地においてもスギが生育していることを確認している。平成14年度以降、間伐が実施されていない区域であり、間伐は必要である。

#### ウ 本件作業道整備に関する森林所有者との合意形成について

(ア) 請求人は、「同意書に記載された方からの証言」等に基づき、補助金交付申請書の添付書類である森林所有者の同意書類について、所有者等は森林組合に押印だけを求められた、本人が正しく(理解して)押印したのはほとんどない、同意書の所有者名は正しくない等とし、虚偽であると主張している。

(イ) しかしながら、本件請求を受けて森林組合へ確認したところ、同意書における合意形成について、個別訪問等で各森林所有者等から同意を得たとしており、同意書の所有者欄が故人名義のものは、森林簿上の所有者又は相続人から同意を得たと主張している。このため、請求人の主張とは相反したものとなっており、請求人の主張が真実であるかどうかは確認できない。

なお、請求人は、契約代表である区長は平成25年1月17日に押印していることから、「同意書」と「契約書」がないまま施行されていたと主張しているが、森林組合は、同意は作業道の開設前に得たと主張しており、県の交付決定の書類検査においても「同意書」と「契約書」を確認している。

#### エ その他

(ア) 請求人は、何も書類等を交わす事もなく冬期間に施業(9～3月)され、私有財産の森林を大量に伐採、売却された、92.7万円もの事業費を当家のみに負担させようとしている、津川事務所に平成25年6月に問い合わせた際、文書で「事務手続きに省略化や書類上の不備があったので、今後指導する」と回答があった、「平成25年6月時点では、県の整備事業がない」ということでした、作業道を作った後に、補助金が交付されるよう書類を作成し、操作したと考えられる等と主張している。

(イ) しかしながら、森林作業道の開設に当たり、具体的にどの樹木を伐採するか、伐採の時期及び量等は、事業主体と森林所有者間の問題であり、森林作業道開設に係る地元負担分の経費についても同様である。「事務手続きに省略化や書類上の不備があったので、今後指導する」という津川地区振興事務所の回答は、森林組合と森林所有者間の契約締結後の具体的な森林整備を行うための条件に関するものであり、「平成25年6月時点では、県の整備事業がない」という回答は、請求人からの「森林整備活動支援交付金」に関する照会に対してのものであり、本件補助金に係るものではない。新潟県民有林造林事業は、「事後申請」方式を原則としており、森林作業道を開設した後、その出来形により申請をする仕組みであり、請求人の主張は、いずれも本件補助金の交付決定に影響を与えるものではない。

### (3) 本件請求に対する監査対象機関の見解

#### ア 本件補助金に係る交付決定に関する見解

今回、請求人から「同意書」を始めとする補助金交付申請に係る書類への疑義が呈されたことから、その内容について、津川地区振興事務所及び同事務所を通じて申請者である東蒲原郡森林組合に確認した。

その結果は、上記(2)に記載のとおり、本件補助事業における「同意書」等の森林所有者との合意形成については、請求人の主張とは相反する主張が述べられた。

したがって、請求人の主張が真実であるとは判定できないことから、「同意書」等の交付申請書類としての有効性を覆すものではなく、交付決定を取り消す必要はないものとする。

#### イ 本件補助金に係る交付目的達成見込みに関する見解

本件補助事業は、単に森林作業道を作ることが目的ではなく、森林作業道を利用して行われる間伐等の施業を通じて森林整備を進め、計画区域全体の森林環境の保全を図ることを目的としている。

本件補助事業においては、所定の期間内に間伐等の施業が実施されることにより目的は達成されるも

のと考える。

### 3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

#### (1) 本件補助金に係る交付手続の有効性について

請求人は、本件補助金に係る交付申請書の添付書類が虚偽であり、正しく認めるに値しない等と主張している。

しかしながら、本件補助金の交付決定の際における検査で、本件作業道に係る関係図面と現地とに看過しえない不整合があるとか、本件作業道の整備について森林所有者の同意がないことが申請関係書類上明白であるのにこれを看過して交付決定がされたというような事情は認められない。また、林政課が、請求人が事実証明書として添付した「同意書に記載された方からの証言」等に関して、事業主体である東蒲原郡森林組合に本件作業道の整備に係る合意形成について確認した結果、補助金交付申請書に添付された書類の有効性を覆すものではないと判断したことは、合理性を欠くとはいえず是認される。

#### (2) 本件補助金に係る交付目的違反の有無について

請求人は、東蒲原郡森林組合長所有の森林整備にのみ本件補助金が流用され、森林環境保全整備としての補助金の目的とは異なる等と主張している。

しかしながら、本件作業道は、森林環境の保全を目的として特定間伐等促進計画に基づき4.27ヘクタールの間伐を一体的な施業として事前計画に沿って整備されたものであり、交付決定の際における検査で、現地確認を経て補助目的に適合すると認められ、また、交付決定に付された交付条件に反して所定の期間内に本件作業道を利用した間伐が行われる見込みがない等の特段の事情も認められないことからすれば、林政課の所定の期間内に森林施業が実施されることにより補助の目的が達成されるとの判断は、是認される。

#### (3) 請求人のその他の主張について

請求人は、(1)、(2)のほか、私有財産の森林を大量に伐採、売却されたこと等を主張しているが、いずれも森林組合と請求人との契約上の疑義等であり、監査の対象である本件補助金の交付決定に影響を与えるものとは認められない。

以上のことから、監査の対象である本件補助金の交付決定をしたこと又は交付決定を取り消さないことが違法又は不当なものとはいえず、請求人の主張については、理由がないものと判断する。